

第4回 矢作川水系流域委員会 【矢作川水系流域委員会の役割】

令和3年 10月 18日

国土交通省 中部地方整備局

豊橋河川事務所

平成18年4月

矢作川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

平成15年6月～平成21年7月

第1～13回 矢作川流域委員会

平成21年7月

矢作川水系河川整備計画 策定

【具体的な河川整備に関する事項を定めるもの】

事業の推進

平成24年度 再評価

矢作川直轄河川改修事業
矢作川総合水系環境整備事業

平成27年度 再評価

矢作川直轄河川改修事業（一括）
矢作川総合水系環境整備事業（一括）

平成29年度 再評価

矢作ダム再生事業（新規事業採択時評価）
矢作川総合水系環境整備事業

※事業評価監視委員会にて審議

令和元年度以降

「矢作川水系河川整備計画」の点検・変更

矢作川水系流域委員会 令和元年10月29日に設置

令和元年度 再評価

矢作川直轄河川改修事業

令和2年度 再評価

矢作ダム再生事業
矢作川総合水系環境整備事業

※R1以降、流域委員会にて審議し、事業評価監視委員会に報告

2) 整備計画の点検の位置付け

河川整備の点検とは、整備計画本文の記載にある下記の部分に該当する

矢作川水系河川整備計画 平成21年7月 P. 2-2

第2章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節

矢作川水系河川整備計画は「矢作川水系河川整備基本方針」に基づく当面の河川整備を目標とするものであり、その対象期間は次節における整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年間とする。

なお、矢作川水系河川整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により必要がある場合には、対象期間内であっても適宜見直しを行う。

点検項目

1. 流域の社会情勢の変化

- ・土地利用の変化
- ・人口・資産等の変化
- ・近年の災害発生の状況等

2. 地域の意向

- ・地域の要望事項等

3. 事業の進捗状況

- ・事業完了箇所
- ・事業中箇所の進捗状況等

4. 事業進捗の見通し

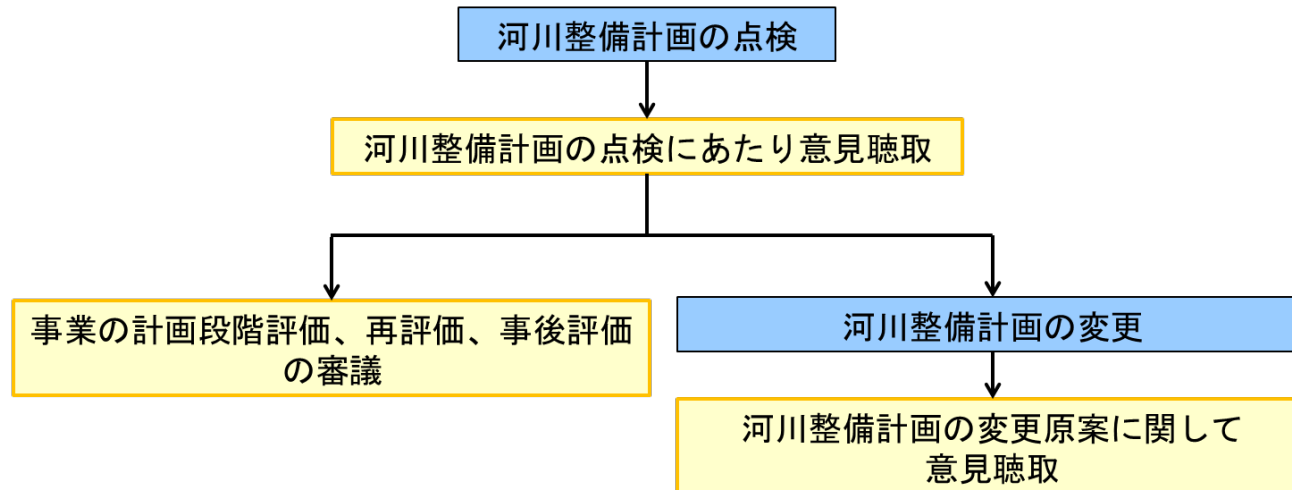
- ・当面の段階的な整備の予定等

5. 河川整備に関する新たな視点

- ・水防災意識社会再構築ビジョン
- ・地震・津波対策等

6. 点検結果

- ・点検結果のまとめ
- ・今後の進め方



※事業再評価実施年は全項目について点検。それ以外の年は3. 事業の進捗状況、4. 事業進捗の見通しについてのみ点検

3) 矢作川水系流域委員会の運営

- ・ 流域委員会の開催は原則毎年開催予定
- ・ 事業の再評価の審議は、5年に1度の審議、事後評価の審議は、完了後5年以内の審議
- ・ その他には、現場視察、トピックス等を報告

